

郡山市助産師修学資金貸与支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年 3月11日

郡山市長 品川 萬里

郡山市助産師修学資金貸与支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の医療機関等に勤務する助産師を確保するため、福島県内の助産師養成機関に在籍する学生に修学資金を貸与する市内の医療機関等に対する補助金の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 助産師養成機関 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第20条第1項に規定する文部科学大臣の指定した学校及び同条第2号に規定する都道府県知事の指定した助産師養成所をいう。
- (2) 医療機関等 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院及び診療所並びに同法第2条に規定する助産所をいう。
- (3) 助産師修学資金貸与事業 次に掲げる要件を満たす修学資金の貸与事業をいう。
  - ア 助産師免許を取得しようとする者に対する事業であること。
  - イ 市内の医療機関及び助産所が行う事業であること。
  - ウ 入学金、授業料、生活費その他修学のために必要な経費に充てるために行う事業であること。
- (4) 助産師修学資金貸与金 助産師修学資金貸与事業として貸与される貸与金をいう。

(対象者)

第3条 補助金は、次に掲げる要件を全て満たす助産師修学資金貸与事業を実施している者に対して交付するものとする。

- (1) 市内の医療機関等（助産師修学資金貸与事業を実施している者が開設する医療機関以外の医療機関を含む。）に勤務した場合には、貸与した金額の全額又は一部の額の返済を免除することを条件として修学資金を貸与する契約に基づくものであること。
- (2) 医療機関等と修学資金貸与を受ける者との金銭消費貸借契約に基づく事業であること。
- (3) 前号の金銭消費貸借契約の内容が、当該契約期間中に修学資金貸与を受けた者が助産師の資格を取得できなかったこと又は医療機関等に勤務しなかったこと若しくは勤務しなくなったことを理由とし、繰上げ返済を求めるものでないこと。
- (4) 貸与の対象者の要件、貸与額、貸与期間、返還免除要件その他必要な事項について規定した文書を整備している事業であること。
- (5) 修学資金貸与を受ける者が、当該事業以外に医療機関等に勤務することを条件とした修学資金の貸与を受けていないことを要件とする事業であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、市内の医療機関等が貸与する助産師修学資金貸与金とする。

2 補助対象経費の額は、助産師修学資金貸与事業の総事業費から寄附金その他収入額を控除した額を超えることができないものとする。

3 補助対象経費の限度額は、学生1人につき1か月当たり39,000円とする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 郡山市助産師修学資金貸与支援事業所要額予算書(第1号様式)

(2) 修学資金貸与計画書(第2号様式)

(3) 第3条第4号に規定する修学資金貸与事業についての規定を定めた文書

(4) 郡山市助産師修学資金貸与支援事業貸与内容合意確認書(第3号様式)

(5) 貸付を受ける者が助産師養成機関に在籍していることを証する書類

(6) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) この要綱に基づく補助金の交付を受け、修学資金の貸与を受けた者が市内の医療機関等に就業した場合、その者に対し、就業してから継続した1年間の勤務実績を確認した時点で当該補助金と同額の返済を免除する契約に基づくものであること。

(2) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。

(3) 第1号に規定する免除をする前に、修学資金の貸与を受けた者から修学資金の返還があったとき等補助金を返還する理由が生じたときは、補助金返還額計画書(第4号様式)に市長が認める書類を添付して速やかに市長に提出すること。

(4) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(内容変更等の手続)

第8条 補助事業等の内容の変更の承認を受けようとするときは、規則第9条第1項に規定する補助事業等内容変更等承認申請書に次に掲げる書類を添付して事業内容の変更の承認申請を行い、市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助金変更額計算書(第5号様式)

(2) その他市長が必要と認めて指示する書類

(完了報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに郡山市助産師修学資金貸与支援事業完了報告書(第6号様式)により、当該補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日までに市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の内容が確定したときは、速やかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して、当該補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の次の年度の4月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 郡山市助産師修学資金貸与支援事業所要額決算書（第7号様式）
- (2) 修学資金貸与実績書（第8号様式）
- (3) 修学資金の貸付を証明する書類
- (4) 貸与を受けた者の助産師国家試験合格証書の写し
- (5) 貸与を受けた者が市内の医療機関等に就業した旨を証する書類
- (6) その他市長が必要と認めて指示する書類  
（勤務実績の報告）

第11条 補助金の交付を受けた者は、修学資金の貸与を受けた者が市内の医療機関等に1年間継続して勤務したときは当該勤務実績を証する書類を、1年間継続して勤務しなくなったときはその旨を証する書類を、当該事実の発生から速やかに市長に提出しなければならない。  
（決定の取消し）

第12条 市長は、規則第17条に定めるもののほか、次に掲げる場合は、市長が別に定めるところにより、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 第7条第3号の補助金返還額計画書が提出されたとき。
- (2) 第10条の書類により、修学資金の貸与を受けた者が市内の医療機関等に1年間継続して勤務したことを確認できなかったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。  
（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の決定の取消しをしたときは、規則第18条に定めるところにより、補助金の返還を命じるものとする。  
（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成27年3月11日から施行し、平成27年4月1日以後に行った助産師修学資金貸与事業に係る補助金から適用する。

第1号様式（第6条関係）

郡山市助産師修学資金貸与支援事業所要額予算書

補助事業者名

---

(単位：円)

総事業費 A	円
寄付金その他収入額 B	円
差引額 (A - B) C	円
対象経費の支出予定額 D	円
補助経費限度額 E	円
選定額 F	円
補助率 G	1 / 2
補助金交付予定額 H	円

備考

- 1 E欄の額は、468,000円(39,000円×12月)が限度となる。
- 2 F欄は、「修学資金貸与計画書」(第2号様式)の選定額を転記すること。
- 3 H欄には、C欄とF欄を比較して少ない方の金額にG欄の補助率を乗じて得た額を記入すること。
- 4 H欄の合計は、1,000円未満を切り捨てて記入すること。

修学資金貸与計画書

補助事業者名

(単位：円)

	貸与を受ける者	養成機関名	養成機関所在地	修学期間	貸与期間	今年度の貸与額（支出予定額）					補助経費限度額	選定額	勤務予定医療機関等
						入学金	授業料	生活費	その他経費	計			
例	〇〇 〇〇	△△学校	◎◎市▽ ▽ー▽▽	R2. 4. 1～ R3. 3. 31	R2. 4. 1～ R3. 3. 31	100,000	500,000			600,000	468,000	468,000	◇◇病院
1													
2													
3													
					計								

備考

- 1 欄が不足する場合は2枚目以降に記入し、合計欄は1枚目に記入すること。
- 2 選定額欄には支出予定額と限度額とを比較して少ないほうの額を記入すること。

郡山市助産師修学資金貸与支援事業貸与内容合意確認書

（医療機関等名）

と、（学生氏名）

の間において令和 年 月 日付で決定した修学資金貸与の内容については、下記のとおり合意しております。

記

1 貸与要件

- (1) 市内の医療機関等に勤務した場合は、貸与した金額の全額又は一部の額の返済を免除する。
- (2) 医療機関等と学生との間で金銭消費貸借契約を締結している。  
※当該契約期間中に学生が医療機関等に勤務しなくなった場合において、返済すべき額の一括返済を求める等実質的に医療機関等への勤務を義務付ける契約に基づくものではない。
- (3) 当該貸与において「郡山市助産師修学資金貸与支援事業補助金」の交付を受け、市内の医療機関等へ継続して1年間勤務した場合、当該補助金の額については、修学資金の返還は行わない。
- (4) 学生は、当該契約以外に医療機関等に勤務することを条件とした修学資金の貸与を受けていない。

2 貸与額 A 円

※うち補助金見込額 B 円

3 貸与期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 返済方法

(1) 最終返済期日 令和 年 月 日

(2) 返済日 毎月 日

※ただし、返済日が銀行休業日の場合は、その直前営業日とする。

(3) 返済見込額（A - B） C 円

返済年	期 間	毎月返済額	年間返済額	返済額累計
1年目	令和 年 月 ~ 令和 年 月			
2年目	令和 年 月 ~ 令和 年 月			

※ただし、当該契約期間中に医療機関等に勤務しなくなった場合の免除額については、その残期間分のみを（ 月割 ・ 日割 ）にて算定するものとする。

備考

- 1 返済期間が2年を超える場合は、返済計画書を添付すること。

（医療機関等名）

⑨

（学生氏名）

⑨

第4号様式（第7条関係）

補助金返還額計算書（令和 年度補助金分）

1 補助金の状況

補助事業者名	
交付決定年月日	年 月 日 付け 郡保総第 号
補助金交付決定額	円

2 修学資金の執行状況及び返還額

（単位：円）

	貸与を受けた者	貸与期間	貸与額 A	補助経費 限度額	選定額 B	修学資金 返還額	勤務期間	勤務月数 C	補助金返還 基準額 $D = B \times (12 - C / 12)$	返還理由
例	〇〇 〇〇	R2. 4. 14～ R3. 3. 31	600,000	468,000	468,000	350,000	R2. 4. 1～ R2. 9. 10	5	273,000	要綱第7条第1号に定める返還免除要件を満たさなかったため。（中途退職）
1										
2										
3										
		計								

備考

- 1 修学資金の返還の有無に関わらず、当該年度の補助対象者全て記載すること。
- 2 貸与額、補助限度額、選定額は、当該年度の修学資金貸与実績書（第8号様式）から転記すること。

3 補助金の返還額

選定額（B）	円
補助金交付額（E）	円
補助金返還基準額（D）	円
補助金返還額 $G = D \times 1 / 2$	円
既返還額（H）	円
残額 $G - H$	円

第5号様式（第8条関係）

補助金変更額計算書

1 補助金の状況

補助事業者名	
交付決定年月日	年 月 日付け郡保総第 号
補助金交付決定額	円

2 修学資金の執行状況及び変更額

(単位：円)

	貸与を受けた者	貸与期間	貸与額 A	補助経費 限度額	選定額 B	変更後 貸与額 C	変更後 選定額 $D = (B/A) \times C$	変更後 補助金額 $E = B - D$	変更理由
例	〇〇 〇〇	R2. 4. 14~ R3. 3. 31	600,000	468,000	468,000	250,000	250,000	125,000	
1									
2									
3									
		計							

備考 年度の貸与額、補助基準額、選定額は当該年度の修学資金貸与実績書（第4号様式）から転記する。



年 月 日

郡山市長

住所

補助事業者 団体名

代表者氏名

⑨

郡山市助産師修学資金貸与支援事業完了報告書

年 月 日付け郡山市指令 第 号による補助金等交付決定通知に係る補助事業が完了したので、届け出ます。

補助事業等の名称	郡山市助産師修学資金貸与支援事業
補助金の額	円
着手年月日	
完了年月日	

第7号様式（第10条関係）

郡山市助産師修学資金貸与支援事業所要額決算書

補助事業者名

---

(単位：円)

総事業費 A	円
寄付金その他収入額 B	円
差引額 (A - B) C	円
対象経費の支出額 D	円
補助経費限度額 E	円
選定額 F	円
補助率 G	1 / 2
補助金交付額 H	円

備考

- 1 E欄の額は、468,000円(39,000円×12月)が限度となる。
- 2 F欄は、「修学資金貸与実績書」(第8号様式)の選定額を転記すること。
- 3 H欄には、C欄とF欄を比較して少ない方の金額にG欄の補助率を乗じて得た額を記入すること。
- 4 H欄の合計は、1,000円未満を切り捨てて記入すること。

修学資金貸与実績書

補助事業者名

(単位：円)

	貸与を受ける者	養成機関名	養成機関所在地	修学期間	貸与期間	今年度の貸与額（支出額）					補助経費限度額	選定額	勤務予定医療機関等
						入学金	授業料	生活費	その他経費	計			
例	〇〇 〇〇	△△学校	◎◎市▽ ▽ー▽▽	R2. 4. 1～ R3. 3. 31	R2. 4. 1～ R3. 3. 31	100,000	500,000			600,000	468,000	468,000	◇◇病院
1													
2													
3													
計													

備考

- 1 欄が不足する場合は2枚目以降に記入し、合計欄は1枚目に記入すること。
- 2 選定額欄には支出額と補助経費限度額とを比較して少ないほうの額を記入すること。